

速 報 !!

2016 年度基本給・ボーナス（勤勉手当）を 引き上げ、4 月に遡り 3 月 10 日に支給!!

熊大使用者は 2 月 23 日に開催された役員会において、2016 年度の基本給とボーナスを 4 月に遡って改定し、その差額を一時金として 3 月 10 日（金）に支給することを決定しました。速報ニュースとしてお知らせいたします。

今回の給与規則改定では、基本給の月額が若年層は 1,500 円程度、中高年層は 400 円（平均改定率 0.2%）程度の引き上げとなります（附属学校教諭は熊本県との人事交流のため 2016 年度は改正なし）。さらにボーナス（勤勉手当）の年間支給率は 0.1 月分（再雇用職員は 0.05 月分）引き上げとなります。また、初任給調整手当（医療職）も上限が 100 円引き上げられます。なお、有期雇用職員および個別契約職員の給与の引き上げは、2017 年度から実施されます。

運営費交付金が減額される中、他大学では 4 月に遡り支給できないところも出てきています。それにもかかわらず、熊大使用者が、2010 年 12 月に組合と交わした労働協約にある「人事院勧告において、給与の増額勧告がなされた場合には、社会一般の情勢に配慮しつつ、その完全実施に向けて、最大限努力する。（第 2 条）」を遵守したことは、給与引き上げを粘り強く要求してきた組合の取組みの成果です。一方、熊本震災復興に係る教職員の貢献と業務に対するモチベーションなどを考慮し、4 月に遡って支給すると判断した使用者の一定の努力は評価できます。

ただし、給与が上がると喜んでばかりもいられません。2016 年人勧には「扶養手当の段階的削減」や「現給保障の打ち切り（2018 年 3 月まで）」が記されています。2 月 17 日に使用者から情報提供された扶養手当の改定については、多くの教職員に対して不利益措置となるのは明らかです。

組合は不利益変更に対し反対するだけでなく、代償措置を提示しその実現を要求しています。

これからも組合は、すべての教職員の待遇改善のため粘り強く運動していきます。

	熊本大学教職員組合	
	No.12 2017. 2. 23	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/